岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

第１　改正の趣旨

(1)　岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第１条関係）

栄養士法の一部改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となることを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の一部が改正され、利用乳幼児に対する食事の提供に係る配慮を行う有資格者として、従来の「栄養士」が「栄養士又は管理栄養士」に拡大されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

(2)　岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第２条関係）

栄養士法の一部改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となることを受け、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）の一部が改正され、併設事業所に配置しないことができる従業員の有資格者として、従来の「栄養士」が「栄養士又は管理栄養士」に改められたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

第２　改正の内容

(1)　岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第１条関係）

第１６条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(2)　岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第２条関係）

第１５１条第１３項中「事業所の生活指導員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第３　施行期日

令和７年４月１日

岩見沢市条例第　９　号

岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　７　年　３　月２６日

岩見沢市長　松　野　　哲

岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２５年条例第２号)の一部を次のように改正する。

第１５１条第１３項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。